

2022年11月8日

改正私学法への自律的対応——

学校法人のガバナンス改革 — 検証と進化II

～ 理事・評議員のスリム化／監事常勤化／寄附行為変更への取組み ～

【 12月6日（火）オンライン開催 】

ご参画・ご派遣のお願い

「寄附行為の自治」というキーワードを、各学校法人が、いかに、まさに、主体的・自律的に「法人ガバナンスと大学マネジメント」の根幹となる「寄附行為」に結実し得るかが、今、鋭く問われております。

今後の改革は「学校法人制度改革の具体的方策」（特別委員会／本年3月29日）をベースとしていますが、本報告は、2月22日に委員会主査 福原 紀彦氏が提出した覚書「学校法人における機関構造とガバナンスのあり方」が骨格となっています。

そして、4月4日から「私立学校法改正案骨子案」へのパブリックコメントが実施されました。翌5月20日に「パブリックコメント結果」とともに「改正案骨子」が公表されました。329件の意見を9分野30意見に集約していますが、「今後、検討する」「法制化の中で検討する」の文科省側コメントが10件余であります。「骨子案」から「骨子」への改訂においては、「五 評議員・評議員会」と「九 その他」における2カ所のみです。

「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A（令和4年5月版）」は9項目・78のQ&Aで構成され、「A」の中で「検討する」23件、「法制化の中で検討する」12件となっています。その後、6カ月余が経過していますので、「検討した成果」について、「Q&A（令和4年11月版）」等で公表して欲しいと考えます。

なお、法制化にあたって、法律・政令・省令・告示及び通知とともに、ソフト・ローとしての「ガバナンス・コード」に委ねる事項をセットで検討することが肝要かと存じます。文科省において「今後、検討する」とした多くの事項は、私立大学団体の「ガバナンス・コード」で対処すべきことでしょう。現在、私大協、私大連、私短協、大学監査協会がそれぞれ「ガバナンス・コード」を策定しております。私立大学法人として「熟議公論」を踏まえ、文科省の法制化作業に対して、「ここはガバナンス・コードの出番である」と政策提案すべき時季と考えます。

いわゆる「旧統一教会問題」で、今臨時国会での「法律案」上程は極めて厳しい状況ですが、法制化作業において、時間的余裕が生じた現在、まさに好機といえます。

また、「法律案」においては、条項における「一般社団・財団法人法の規定の準用」は止め、私学法に書き込むべきです。さらに、この際、「文科大臣所轄」と「都道府県知事所轄」の2つの法体系に分離することに踏み込むべきと考えます。日本私立大学団体連合会と日本私立短期大学協会は、昨年12月6日の「声明」において、「一律の法制度下に治めることは明らかに非合理的です」と表明しているのですから、私学人は今こそ、主体的に強く主張すべきと存じます。小会では、昨年12月24日に「私学高等教育法人法（仮称）」の試案を先行的に作成、公表し、心ある大学人よりコメントをいただいております。

さて、さて、本セミナーにおいては、吉武 博通氏に基調講義をいただくとともに、「寄附行為の自治」を先進的に取組み、実行されている学校法人芝浦工業大学及び学校法人大垣総合学園のコアパースン各位に報告及び今後について論展いただきます。

詳細は、下記パンフレット版（PDF ファイル版）をご高覧願います。

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/221206.pdf>